中世伊予の山方領主と河野氏権力

じめに

は

を残している。 を残している。 ら浮穴郡にかけての地域では、山岳勢力と海上勢力がともに活動の足跡域に、二つの世界の接点が生まれることになる。例えば中世の伊予郡かいる。こうした地形的な特徴のために、山の世界と海の世界が交わる地であるように、海岸部の平野の背後まで四国山地の高峻な山々が迫ってであるように、道後平野を見下ろす三坂峠が瀬戸内側と太平洋側の分水嶺

ら「山方」の領主たちは、島方領主と同様、伊予国守護である河野氏にど、背後の山々から平野部への進出をうかがう領主たちが存在した。彼り、中世後期の瀬戸内海を舞台に強大な勢力をふるった。一方、同じ忽那氏・二神氏などは、しばしば「島方」の領主と捉えられる存在であぶ那代・二神氏などは、しばしば「島方」の領主と捉えられる存在であが深化し、多くの知見が得られつつある。村上氏(能島・来島・因島)・近年、山内譲氏を中心として中世瀬戸内海の海賊衆・海上勢力の研究

川岡

(日本史学研究室)

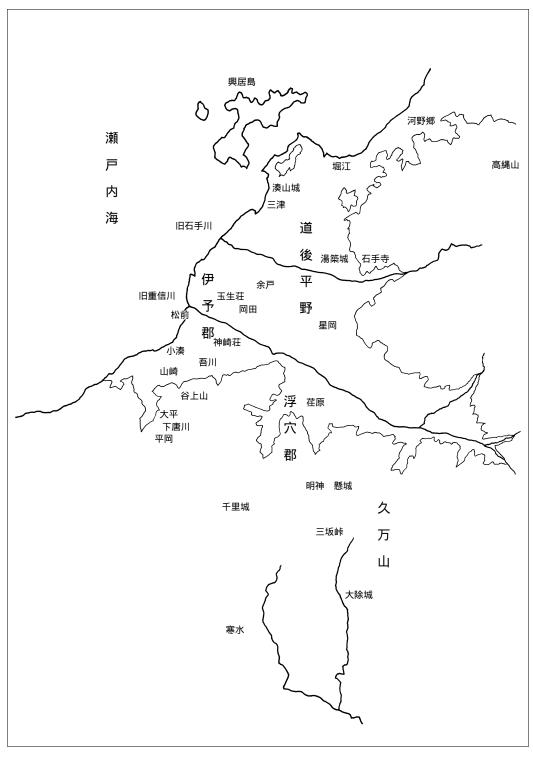
あったと考えられるのである。 野氏にとって、山方領主と島方領主をいかに統制するかが大きな課題で対して一定の自立性を保持していた。分国支配の安定・強化をめざす河対して一定の自立性を保持していた。

い。

小学の守護河野氏権力との関わりについて考察してみることにしたい、伊予の守護河野氏権力との関わりについて考察してみることにしたには、山方勢力の総体を視野に入れながら、研究を進めていく必要があた個別的に分析する段階にとどまっている。彼らの動きを把握するためを個別的に分析する段階にとどまっている。彼らの動きを把握するためを個別的に分析する段階にとどまっている。森山・土岐・和田・平岡氏などを対象とする先行研究が存在するものの、それは領主支配の様相氏などを対象とする先行研究が存在するものの、それは領主支配の様相の、伊予の守護河野氏権力との関わりについて考察してみることにしたり、伊予の守護河野氏権力との関わりについて考察してみることにした。

山方領主の道後平野進出と細川氏

に降りてくる動きが認められる。その代表的な存在が、森山氏と大野氏中世の伊予郡から浮穴郡にかけて、自立性の強い山方領主層が平野部



Ш

畄

勉

道後平野周辺地図

16

に立地している。 (ミッ) は、道後平野から山間に入る街道をおさえる要地神森城と森山館里城)は、道後平野から山間に入る街道をおさえる要地 本拠を構えて領主支配を行なっていたことは事実であり、その城館 (天 承の真偽は定かでないが、中世後期の森山氏が伊予郡南部の大平曽根に は、森山氏の墓と伝えられる五輪塔や宝篋印塔も存在する。 これらの伝 建治二年 (一二七六) の銘を有している。また、伊予市下唐川馬場に 塔(県指定史跡、高さ三三〇センチ)は、森山氏の供養塔と伝承され、 して伊予郡南部に進出してきたという。 伊予市大平曽根にある石造五重 森山氏は、 大洲市南部の森山周辺の出身であったとされ、勢力を拡大

野部が交わる地域に拠点をすえながら、海岸部にも影響力を及ぼしてい 朝に属して足利方と交戦したとされる。『予陽河野家譜』にも、「山方衆 くのである。 の一帯も森山氏の勢力圏であったと考えられる。森山氏は、山岳部と平 享十二年 (一四四〇) には、森山氏は松前某の玉生荘所務職請文の口入 人となっており、伊予郡北部の沿岸地域である松前から玉生荘にかけて 大野・森山・伊賀上」らが所々の足利方の城を落としたと出てくる。 『予章記』によれば、正平年中、「宇和・山方」の大野・森山らが南

実である。「大野系図」には、大野氏が応永二十五年(一四一八)に伊 遵行状においては「余戸庄内大野・森山先知行分所領」と表現されてい 地頭職、松前浜が足利義満から伊予安国寺に寄進されたが、河野通之の がら平野部に進出したとみられる。「大野系図」には、永徳二年 (一三 を示す史料が収録されている。嘉慶二年 (一三八八)、余戸庄・吉原郷 ハニ)に神崎荘北方三分二と余戸村・窪田村分領に知行を確保したこと 一方、大野氏は久万山の国人領主であり、土佐の守護細川氏と結びな 大野氏や森山氏の所領が伊予郡北部の余戸周辺に存在したことは確

予郡の岡田北に所領を獲得したことも見えている。

りる。 義教の命を受けて伊予国守護河野犬正(教通)が事態の収拾に当たって 対立の主たる原因は、寒水付近の知行をめぐる争いであったとみられ、 利義教はこれを罰して大野跡を森山氏に宛行ったことが見える。 両氏の(ミン) の抗争停止を求める幕命に背いて寒水・立石に押し寄せたため、将軍足 した文書を載せる。 また、やはり永享年間の史料に、大野氏が森山氏と 永享二年 (一四三〇) に大野氏が寒水にあった森山氏の当知行分を獲得 森山氏と大野氏はたびたび確執を繰り広げている。「大野系図」 ţ

に立たせようとしていたのである。 遠江守との抗争が起きており、細川氏は大野・森山両氏をともに通春方 と河野通春への合力を求めている。この時期、通春と河野教通・宇都宮 四九)頃、 力に強い影響力を保持していたと思われることである。文安六年 (一四 注意されるのは、四国を勢力基盤とする大名細川氏も、伊予の山方勢 細川勝元が大野宮内少輔に書状を送り、森山兵庫助との和

れたようである。 天神森合戦が行なわれていることからすれば、山方領主たちは基本的に 見・森山氏らの与力の請文が上使の小早川安芸守・杉原伯耆守に提出さ 山両氏と談合して幕命に従い教通方に立つことを誓っている。実際、 に従うのが遅れたことを詫びた上で、宇和郡・喜多郡の領主や大野・森 は、以前に通春に随身すべきとの上意が出されていたため、今回の幕命 につけようと画策を行なっている。宝徳三年 (一四五一) 頃、 のである。これに対して、通春に敵対する教通側も彼ら山方勢力を味方 主たちを味方につけるために、彼ら同士の確執を抑止しようとしていた 河野氏の内紛と密接に関連していた。 通春を支持する細川氏は、山方領 ここからも分かるように、大野氏や森山氏と細川氏との結びつきは、 しかし、翌年十月に幕府軍が森山館里城に攻め寄せ、 重見通実

細川氏 河野通春方で活動していたとみられる。

はなかったとみられることである。 はなかったとみられることである。 はなかったとみられることである。 はなかったとみられることである。 はなかったとみられることである。 にはなかったとみられることである。 にはなかったとみられることである。 にはなかったとき、「伊予住人」 ではなかったとみられることである。

とみるべきではないだろうか。とみるべきではないだろうか。とみるべきではないだろうか。大野・森山・重見氏らは、互いに確執すここまで述べてきたように、大野・森山・重見氏らは、互いに確執すここまで述べてきたように、大野・森山・重見氏らは、互いに確執すここまで述べてきたように、大野・森山・重見氏らは、互いに確執す

関候者悦入候」と述べるとともに、喜多郡の宇都宮方への働きかけも期 の反乱が起きたとき、細川氏は大野・富永氏らの伊予勢に出兵を要請し は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方 大野氏の場合、既に応安五年(一三七二)に細川頼有感状が発給され 大野氏の場合、既に応安五年(一三七二)に細川頼有感状が発給され

待している。

骨をねぎらう書状を同人に送付している。 勝元書状が同人に宛てて発給された。細川持賢も土佐の弘岡合戦での粉 た大平元国は、津野境目までの軍勢出動を大野氏に要請するのである。た大平元国は、津野境目までの軍勢出動を大野氏に要請するのである。 細川氏の意をうけするため土佐守護代と共に活動するよう命じている。細川氏の意をうけま徳年間には、幕府が大野氏に対して、土佐国高岡郡の津野氏を退治 宝徳年間には、幕府が大野氏に対して、土佐国高岡郡の津野氏を退治

しての立場によるところが大きかったと考えることができよう。とから、伊予の山方領主と細川氏の緊密な関係は、細川氏の隣国守護と氏の影響力が国境を越えてこの地域に広がっていたのである。以上のこ水嶺の位置からすれば土佐側に通じており、隣国の有力守護である細川水嶺の位置からすれば土佐側に通じており、隣国の有力守護である細川水嶺の位置からすれば土佐側に通じており、隣国の有力守護である細川大台の影響力が国境を越えてこの地域に大きな発言力をもち、同時に土佐国このように、管領家として幕政に大きな発言力をもち、同時に土佐国

達しているが、当時の石見国守護も大内氏でなく山名氏であったはずでいる。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないのしかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわる。また、石見にも強い影響力をもつ大内氏は、正長二年(一四二九)に守護山名氏をさしおいて石見国人の紛争調停に乗り出している。名別に守護山名氏をさしおいて石見国人の紛争調停に乗り出している。名別にす。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわない。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわない。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわない。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわない。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわない。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわない。

芸との国境に派遣し、芸州勢の軍勢催促を行なわせようとした事例もあ、永享四年 (一四三二) には、備後国守護山名時煕が守護代犬橋氏を安

の紛争であれば河野氏の国成敗権が及ぶことになるが、土佐国内の合戦守護河野氏に強く結びつけられていたわけではない。もちろん伊予国内 いように思われる。 に求めるだけでは、彼らの主体的な動きを十分に把握することはできな との関係を深めていくのであり、細川氏との結びつきの理由を被官関係 る。こうした両属的地域にあって、彼らは河野氏に対抗するため細川氏 山方領主たちが自立的な勢力を確保していた地域であり、彼らは伊予の 理を当てはめることが可能であろう。 伊予から土佐にかけての山岳部は 員を企図したものであった。 について隣国守護細川氏による動員がかけられる地域でもあったのであ 本稿で述べてきた土佐細川氏の伊予勢動員についても、隣国守護の論 寛正伊予の乱と山方勢力

争いに引き継がれて以後も、細川勝元は予州家の通春を支持する態度を 家を通じて影響力を及ぼそうとしていたのである。内戦が教通と通春の 四国でただ一つ細川一門の分国でなかった伊予に対して、細川氏は予州 家)の当主河野通之・通元の名乗りは、いずれも細川氏の偏諱であり、 示しつづけた。 た細川氏の影が見え隠れする。河野氏惣領家と対立する庶子家 (予州 応永年間から始まる河野氏の分裂・抗争の背後には、幕政の中枢にい

嘉吉の乱で将軍義教が殺害された後、 後継の第七代・第八代将軍がい

> 維持するために大名同士の連携・同盟関係に依拠する度合いが強まる。(ヨン ばらく続いた。幕政の実権は、両管領家、すなわち畠山氏と細川氏が掌 ずれも幼少であったために、将軍家の上意が事実上不在という状況がし 連動して展開していくことになるのである。 河野氏の内戦は、幕政の主導権をめぐる有力大名間の対立構造と密接に 的な力をもちえなくなる中で、諸大名間の系列化が進行し、分国支配を の管領期には通春合力が命じられるのである。 将軍の上意がもはや決定 管領期には教通合力を命じた幕府御教書が出されるのに対して、細川氏 るたびに、河野氏の内戦への幕府の対応に変化が認められる。 畠山氏の 握するのである。この時期、畠山持国と細川勝元が交互に管領に就任す

る。これは、九州で大内氏と大友氏の争いが起きており、両氏の争いは(38)

名氏の意見を求め、「山名私儀」・「山名内々儀」による安芸・石見勢動 は避けたいと考えた幕府が、「隣国事間、山名定可有才学歟」として山 上意によるものでなく私儀によるものである以上、上意による軍勢動員

を申し出たという。 し、「至成敗儀者、一往可被経公方」と命じたために、勝元は管領辞職 ているのであろう。これに対して、上意を無視された将軍義政が反発 因島村上氏に発しているから、勝元が通春を守護に補任したことを指し ある。その半月前には、勝元は通春帰国への尽力を賞した幕府御教書を 勝元が将軍の上意を無視して勝手に伊予国守護職を改補したというので 護職事、不伺上意被改補教書」などの具体例が示されている。 管領細川 管領以我成敗被書出奉書・御教書事等、及度々」と記され、「伊予国守 『康富記』享徳二年 (一四五三) 五月三十日条に、「近日不伺上意、

響力を拡大させた細川氏による伊予分国化に道を開いてしまったのであ なかったのであろう。河野氏の分裂・抗争は、 されていることからみると、さきの通春の守護職は正式に認められてい の守護職を強引に奪取したのである。伊予国守護職が「教通跡」と表現 し、この年三月には畠山持国が没するという事態に乗じて、勝元は伊予 獲得したことが判明する。前年、ライバル関係にあった畠山氏が分裂 康正元年 (一四五五) の末になると、伊予国守護職を管領細川勝元が 結局、予州家を通じて影

至った。 る。こうして細川氏は、念願の全四国の分国化という野望を達成するに

模索せざるをえなかった。
細川氏に守護職を奪われた河野教通は、国内の戦闘で敗戦続きであっ
細川氏に守護職との質別の回復を求めている。
教通にとって大きなて、河野氏歴代の功績を書き連ねた上で、「近年儀、不慮之至候也」とて、河野氏歴代の功績を書き連ねた上で、「近年儀、不慮之至候也」とたようである。『予陽河野家譜』によれば、教通は長禄元年(一四五七)をは、この年、畠山義就が室町幕府
守護体制から脱落したことである。これに伴い、河野氏惣領家は有力な庇護者を失い、新たな庇護者を
であって大きな
がべ、元通り守護職と恩賞地の回復を求めている。
教通にとって大きな
であって大きな
がは、教通は長禄元年(一四五七)に急病に罹り、弟通秋を養子として家督を継がせたとされる。
しかし、
との通知に関する。
の事が、対して、
の事が、
の事が、
の事がにまって
の事が、
のまが、
の事が、
のまが、
の

るように思われる。 一方、予州家の通春は国内に影響力を強めるとともに、長禄三年十二 一方、予州家の通春は国内に影響力を強めるとともに、長禄三年十二 を非領したとする記事からすれば、伊予国守護はやはり細川氏であっ を拝領したとする記事からすれば、伊予国守護はやはり細川氏であっ で、通春はその代官的立場で活動していたとみるべきではないだろう でいた可能性が高いとしている。しかし、康正元年の細川勝元が守護職 を築いた。石野弥栄氏や山内譲氏は、ここから通春が伊予国守護職を得 としている。 の地が、幕府 守護体制の中に一定の地歩 のように思われる。

れるという事件が起きる。
で、彼ら山方領主たちが河野氏に反乱を起こして細川勢を国内に引き入する。こうして、大野・森山・重見氏の協力態勢が固められていく中四日には、森山範直が寒水西方の知行権を大野氏に手離したことが判明四日には、森山範直・重見元康連署状が発給されている。翌七月行った重見通煕・森山範直・重見元康連署状が発給されている。翌七月寛正五年(一四六四)六月二十六日、久万山出雲入道跡を大野氏に宛

『築山本河野家譜』によれば、寛正四年 (一四六三) に重見・森山・

あったとみてよい。
あったとみてよい。
あったとみてよい。
この時、惣領家の教通は在京していたため、予に引き入れたとされる。この時、惣領家の教通は在京していたため、予に引き入れたとされる。この時、惣領家の教通は在京していたため、予南・得能・和田氏ら数十人が一揆して阿波・讃岐・土佐の細川勢を伊予

に任せて通春退治に合力することが毛利・出羽氏らに要請されている。すことが命じられた。また、翌二十六日付の勝元書状では、御教書の旨通春退治のため「申請」の旨に任せて細川勝元代に合力して忠節を尽く国人たちに対して管領畠山政長の奉書(室町幕府御教書)が発せられ、寛正六年六月二十五日、吉川・小早川・得屋・出羽氏ら安芸・石見の寛正六年六月二十五日、吉川・小早川・得屋・出羽氏ら安芸・石見の

堇liu、 河野伊豫守通春對治事、任御教書之旨、不日預合力候者本望候、恐々

勝

元 (花押)

毛利少輔三郎殿(4)

予国内は事実上通春方が制圧していた。ところが、その通春が細川氏に通は在京して幕府に守護職回復を歎願していたとみられ、この時期、伊おり、惣領教通のことは何ら問題になっていないことである。当時、教注目されるのは、これらの文書ではいずれも通春の退治が述べられて

No. 通春退治を「申請」した主体は細川勝元であったとみて間違いあるま通春退治を「申請」した主体は細川勝元であったとみられる。幕府に敵対する姿勢に転じたことが、戦乱の発端であったとみられる。幕府に

春を排除し、細川勢による伊予の直接支配に踏み切ったのであろう。 と考えられる。細川勝元は、大野・森山・重見氏ら山方勢力と結んで通 したのである。したがって、通春は守護でなく、勝元の守護代であった したのである。したがって、通春は守護でなく、勝元の守護代であった したのである。したがって、通春は守護でなく、勝元の守護代であった したのである。したがって、通春は守護でなく、勝元に対する通春の不儀が露顕 したのである。したがって、通春は守護でなく、勝元の守護大配に背いた通春 である。別人に申し付けた主体は勝元であるから、勝元こそが伊予国守 である。別人に申し付けた主体は勝元であるから、勝元こそが伊予国守 である。別人に申し付けた主体は勝元であるから、勝元に背いた通春 である。は、代々被成下 御判候之處、河野通春不儀既現形之上者、申付 (45) とあり、大野・森山・重見氏ら山方領主たちが一味して尽力したことを とあり、大野・森山・重見氏ら山方領主たちが一味して尽力したことを とあり、大野・森山・重見氏ら山方領主たちが一味して尽力したことを とあり、大野・森山・重見氏ら山方領土に踏み切ったのであろう。

に走ったのち殺害され、南・得能氏も湯月禅城寺にて生害、重見飛騨守ったのち殺害され、南・得能氏も湯月禅城寺にて生害、重見飛騨守いの大内氏は室町幕府(守護体制から離脱する姿勢を明らかにしよって、大内氏は室町幕府(守護体制から離脱する姿勢を明らかにしよって、大内氏は室町幕府(守護体制から離脱する姿勢を明らかにした。ところが、伊予の興居島まで進出した大内教弘は、九月三日にこのた。ところが、伊予の興居島まで進出した大内教弘は、九月三日にこのた。ところが、伊予の興居島まで進出した大内教弘は、九月三日にこのた。ところが、伊予の興居島まで進出した大内教弘は、九月三日にこのた。ところが、伊予の興居島まで進出した大内教弘は、九月三日にこのた。ところがこの時、上意に背いて通春に加勢したのが周退治に向かった。ところがこの時、上意に背いて通春に加勢したのが周遠治に向かった。ところがこの時、上意に背いて通春に加勢したのが周遠治に向かった。ところがこの時、上意に背いて通春に加勢したのが周辺治に向かった。ところがこの時、上意に背いて連春に加勢したのが周辺治に対する。

も湊山で生害したという。

氏の活動に支えられていた可能性があろう。 氏惣領家の通生に通じていた模様で、大内氏による細川勢の撃退は忽那させ、山伝いに湯築城を攻撃したという。興居島は忽那七島の一つに数興居島から湊山城の河野通春の救援を図る一方、兵を粟井坂付近に上陸興居島から湊山城の河野通春の救援を図る一方、兵を粟井坂付近に上陸興居島がぶ島で、海上から道後平野をにらむ戦略的要地である。大内勢はに浮かぶ島で、海上から道後平野をにらむ戦略的要地である。大内勢はに浮かぶ島で、海上が、東京の場方領土たちとの提携が一方、大内氏が伊予に渡海する上で、伊予の島方領主たちとの提携が

勉

Ш

三の平岡氏の台頭と河野氏権力

細川勢と結んだ大野・森山・重見氏らの敗退は、彼らの勢力圏内へのに対きる。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められている。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の影響力を浸透させたと考えられる。既に文安元年(一四九〇)には伊予郡玉生荘の年貢納入も河野氏が請負っていたことが知られる。第10年に「第20年である忽那氏の権益を伊予郡に認めていたことが知られる。第20年では伊予郡玉生荘の年貢納入も河野氏が請負っていたことが知られる。第10年に「第20年では伊予郡玉生荘の年貢納入も河野氏が請負っていたことが確認できる。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められている。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められている。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められている。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められるのである。十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められている。

み解いていくことが必要だと思われる。 お解いていくことが必要だと思われる。 の解いていくことが必要だと思われる。 の解いていくことが必要だと思われる。 の解いていくことが必要だと思われる。 の解いていくことが必要だと思われる。 のは、細川氏の衰退というよりも、 のが河野氏権力に包摂される根本原因は、細川氏の衰退というよりも、 のが河野氏権力に包摂される根本原因は、細川氏の衰退というよりも、 のが河野氏権力にと解している。しかし、彼 にいうなが必要だと思われる。

護職に補任されている。こうした中にあっても、山方領主たちの自立性文明五年(一四七三)十一月に、教通(通直)は将軍義政から伊予国守府の側は通春に対抗する河野教通を登用したとみられ、細川勝元死後の任したのは河野通春であったと考えて間違いあるまい。これに対し東幕応仁・文明期の伊予国守護職の所在ははっきりしないが、西幕府が補

働きかけがなされた模様である。(w)は失われていなかったらしく、通直方と通春方の双方から彼らに対する

西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。 西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものであろう。

に対する影響力を確保しようとしていたと考えられる。である。細川氏は平岡氏の勢力伸長を抑制することで、伊予の山方勢力援して大野・宇都宮・森山氏らに平岡退治への協力を求めたという構図出して土岐氏の権益を脅かすようになったため、細川政元は土岐氏を支出して土岐氏の史料から浮かび上がるのは、平岡氏が荏原・久万山地域に進

いったのではないだろうか。

いったのではないだろうか。

中國氏はこの辺りから出て、伊予郡・浮穴郡一帯に勢力を伸ばしてし、ここからは森山氏の本拠地である大平地域を眼下に望むことができ関連が想定される。この集落は伊予郡の平野部を見下ろす地点に位置別連が想定される。この集落は伊予郡の平野部を見下ろす地点に位置とのがある。平岡氏の出自に関して確かなことを述べるのは難しいが、伊族である。平岡氏の出自に関して確かなことを述べるのは難しいが、伊

料が存在する。また、文明頃には、平岡房世が二神氏に対して二神島公応仁の頃、平岡房近・房景が忽那氏に書状を送って提携をはかった史

ら、平岡氏の実力の大きさがうかがわれるところである。ことを知ることができる。他の国衆と比べて本数の多さが目立つことか石手寺本堂以下の再興にあたって、「平岡殿」が五本の材木を提供した主として成長していったとみられる。文明十三年の石手寺棟札からは、主として成長していったとみられる。文明十三年の石手寺棟札からは、事に関するとりなしを行なっている。平岡氏は、山岳部と平野部が交わ事に関するとりなしを行なっている。平岡氏は、山岳部と平野部が交わ

庶流 (予州家)の通篤に通じる動きを見せたという。(平) 岡下総守は河野通宣に背いて施里 (千里) 城に楯籠もり、河野氏安定的なものだったとは言い難い。『築山本河野家譜』によれば、枚こともできる。とはいえ、この時期には平岡氏と河野氏の関係はいまだめていることからすれば、平岡氏と河野氏惣領家の関係の深まりをみるめていることからすれば、平岡氏と河野氏惣領家の関係の深まりをみるめなお、この時の石手寺再興の作事において守護河野教通が大檀那を務

万の大野氏の場合も、大野利直の時期まではたびたび河野氏と抗争を繰氏の影響力が喜多郡に及んでいくことを指摘している。また、浮穴郡久の子息が津々喜谷氏の養子となるなど、天文頃から平岡氏を通じて河野宮尾克彦氏は、喜多郡の津々喜谷氏の女が平岡房実の室となり、房実

一方、「屋代島村上家文書」の系図によれば、村上義忠の室は平岡左平岡氏は浮穴郡の出淵氏とも婚姻関係があったことがうかがわれる。とになる。さらに、房実の三男直房の妻は出淵氏の女であったとされ、そのため子息直昌の時期には河野氏の家臣団の中に組み込まれていくこり返していたのが、利直は平岡房実の女と婚姻関係を結んだようであり、り返していたのが、利直は平岡房実の女と婚姻関係を結んだようであり、

もとに結集することによって地域支配秩序の安定が図られたと思われる の自立性を抑圧して彼らを権力内部に包摂していく上で、平岡氏の果た の自立性を抑圧して彼らを権力内部に包摂していく上で、平岡氏の果た の自立性を抑圧して彼らを権力内部に包摂していく上で、平岡氏の果た の自立性を抑圧して彼らを権力内部に包摂していく上で、平岡氏の果た のまとからみて、戦国期の河野氏が山方領主・島方領主たちのも の果た である能島村上氏とも婚姻を通じて強く結びついていたのである。 である。 である。 でいていていていていたのである。 でいていたのである。 でいていていたのである。 でいていていたのである。 でいていていていていていていたのである。 でいる。 でいていていていていていていていていていくころ。 でいる。 でい

おわりに

のである

佐から勢力浸透を図る細川氏に絶えず結びつく動きをみせていたのであ野・重見氏などの山方領主たちは守護河野氏に対抗するため、背後の土ーンが正当に読み解かれるのではあるまいか。伊予郡から浮穴郡にかけ勢力の自立的で主体的な共同行動を基礎にすえてこそ、彼らの行動パタ勢力の主体性が十分に評価されてきたようには思えない。しかし、山方勢の守護権力との関わりを跡づけてきた。従来の研究においては、山方との守護権力との関わりを跡づけてきた。従来の研究においては、山方をの守護権力との関わりを跡づけてきた。従来の研究においては、山方

ಕ್ಕ

献した。とくに永禄年間の平岡房実以降、河野氏権力の中枢に進出して 配領域に食い込む形で急成長を遂げ、 いくのである。 こうした山方領主たちを統制・組織化する上で重要な役割を担ったの 伊予郡南部から出た平岡氏であった。平岡氏は森山氏や土岐氏の支 河野氏による守護支配の強化に貢

代状況の中にあって、平岡氏の動静は最終盤の河野氏権力のあり方を決 氏・大友氏・長宗我部氏など近隣大名の影響が伊予に強く及んでくる時 威が衰えると、平岡氏の占める比重は一層大きなものになった。 る平岡氏に支えられることにより、河野氏の守護支配が維持されたので 定的に左右するものであったと考えられるのである。 ある。そして、永禄十年 (一五六七) に来島通康が死去して来島氏の勢 ことができる。島方勢力の代表格である来島氏と山方勢力の代表格であ 晩年の河野氏権力を支えた家臣として、来島氏と平岡氏の名を挙げる

注

- (1) 山内譲『海賊と海城』 (平凡社、一九九七年)、山内譲『中世瀬戸内海地 域史の研究』(法政大学出版局、一九九八年)など。
- (2)『予陽河野家譜』などには、伊予の海上勢力を指す「島方」という呼称が 焉」(『南行雑録』所収) には、「島衆」として村上・忽那・今岡・岩城・東 地域と並記される事例がある。また、「河野弾正少弼通直御下之衆少々記 下『県史』二四〇六と略記する)などと表現されて、島嶼部が道前・道後 散見される。一方、文書史料をみると、「道前・道後・島表」 (年未詳正月 氏などの名前が記され、「下島衆」として忽那・矢野・寺町氏などの名が見 十五日長宗我部元親書状、『愛媛県史資料編(古代・中世』二四〇六号、以

- (3)「山方」という呼称も、『予陽河野家譜』などに見えている。
- (4)山内譲『中世伊予の領主と城郭』(青葉図書、一九八九年)、 予の地域史を歩く』(青葉図書、二〇〇〇年)。 山内譲『伊
- (5) 山内前掲『中世伊予の領主と城郭』。
- (6) 永享十二・九・三松前某所務職請文 (『県史』一二六六)。
- (7) 永徳二・七・十七俊通奉書 (『県史』一〇三九)。
- (8)嘉慶二・二・廿八足利義満寄進状写(『県史』一〇六五)。
- (9) 応永四・十・十八河野通之遵行状 (『 県史』 一一〇四)。
- (10) 応永廿五・九・廿三某宛行状 (『 県史』 | 一九六)。
- (11) 永享二・正・十一某宛行状 (『県史』 | 二二三)。
- (12) 十二・五足利義教御内書写 (『県史』一二四五)。
- 〔11〕(文安六)・三・廿六細川勝元書状 (『県史』一二九五)、文安六・三・卅 予史談会文庫蔵「大野系図」)。 子であり、次の宮内少輔通繁は河野通春の烏帽子子であったとされる (伊 室町幕府御教書 (『県史』一二九六)。なお、大野繁直は森山繁範の烏帽子
- (4) (宝徳三)・八・十九重見通実書状写 (『県史』一三一四)
- (15)(宝徳三)・六某書状案写(『県史』一三〇七)。
- (16) 享徳元・十・廿六室町幕府奉行人連署奉書 (『県史』一三三〇・一三三
- (17)「公名公記」永享十年十一月十六日条 (『後鑑』巻百六十)。『康富記』嘉 吉三年五月十四日条にも、「伊予国人森山」が中原康富を訪問したことが見
- (18) 石野弥栄「守護と国人」(『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』一九八四年)
- (19) 山内前掲『中世伊予の領主と城郭』。
- 〔20〕応安五・十一・十三細川頼有感状 (『県史』九四六)、卯・十三細川頼有 書状 (『県史』九四七)、永和二・十二・廿六細川頼之感状 (『県史』九八
- (21) 永和元・十一・廿一細川頼有預状 (『 県史』九八一)。
- (22) 八・七細川満元書状 (『 県史』 一一九七)、十一・十二細川満元書状 (『 県 史』 一一九八)。
- (23) 宝徳三・十・廿三室町幕府御教書 (『県史』一三一八)
- (24) 卯・十八大平元国書状 (『県史』 | 三一九)

- (25) 五・廿七細川勝元書状 (『県史』 | 三二一)。
- (26)七・二細川道賢書状(『県史』|三二三)。
- (27) (明徳三)・八・三大内義弘挙状 (『毛利家文書』 | 三三六)。
- (28)『満済准后日記』正長二年六月二十七日条
- (29) (永享三)・七・廿八内藤智得書状 (『益田家文書』 一一五)゛
- (30)『満済准后日記』永享四年十月十日条。
- (31)『満済准后日記』永享四年三月九日条。
- (32) 享徳元年十一月二十五日室町幕府奉行人奉書によれば、大野宮内少輔は 守護河野教通に属して桐河城を攻略したことが知られる (「狩野亨吉氏蒐集 文書」『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』三八九号)。
- (3) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- 〔34〕享徳二・五・十五室町幕府御教書 (『県史』一三三五)。
- (35)『斎藤基恒日記』康正元年十二月二十九日条。
- (36) 長禄四・十二河野教通申状 (『県史』一三六九)。
- (37)『蔭凉軒日録』長禄三年十二月十八日・二十三日条。
- 〔30〕石野弥栄「守護大名河野氏と応仁の乱」(『国史学』九五、一九七五年)、 二、一九九一年)。 山内譲「教通と通春 伊予河野氏と応仁の乱 (上) 」 (『伊予史談』二八
- (39) 寛正五・六・廿六重見通熈・森山範直・重見元康連署宛行状 (『県史』|
- 〔40〕寛正五・七・四森山範直放状 (『県史』一三九四)。
- (41) 寛正六・二・十六河野通春・同通生連署寄進状 (『県史』一四〇二)。
- 〔42〕寛正六・六・廿五室町幕府御教書 (『県史』一四〇六)。
- (4) (寛正六)・六・廿六細川勝元書状 (『県史』一四一一)。
- 4)『長禄寛正記』は、寛正五年十一月の記事として、伊予国住人河野通春と 細川殿家来が合戦に及んだため、幕府は細川方に合力すべきことを命じた としている。
- 45) (寛正六)・八・廿五細川勝元書状 (『県史』 | 四一六)。
- (46)(寛正六)・九・廿七細川勝元書状(『県史』一四一九)。
- (47) (寛正六)・九・十七大内政弘感状 (『県史』一四一八)。
- (48)(寛正六)・十・十細川勝元書状(『県史』一四二一)。
- 49) 翌文正元年 (一四六六)、忽那氏は恵良城に在城して河野教通より感状を

- 摘している (山内治朋「南北朝・室町期忽那氏の守護河野氏従属について」 賜わったようであり、山内治朋氏は忽那氏が細川方と交戦した可能性を指 「二神系図」)。 た二神種の功を賞する細川勝元感状が出されたという (伊予史談会文庫蔵 でも二神氏は細川方に立ったとみられ、寛正六年九月六日に道後で討死し 『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』八、二〇〇三年)。なお、同じ島方領主
- 50) 幕府は細川氏から費用を出させて伊予に使節を派遣しようとしており、 十、二〇〇三年)。 督を停止ないし剥奪されていたとみられることが関係している可能性が高 などが考えられ、とくにこの反乱が起きる直前まで大内教弘は幕府から家 分国化に成功した細川氏との利害の対立、細川氏主導の幕政運営への反発 てまで河野氏に合力した理由については、河野氏との緊密な関係、伊予の 十・廿六室町幕府御教書、『石見内田家文書』)。なお、大内氏が上意に背い る (『蔭凉軒日録』寛正六年九月十八日条)。しかし、十月二十六日になる い(和田秀作「大内武治及びその関係史料」『山口県文書館研究紀要』= と大内政弘の治罰を命じた幕府御教書が発給されるに至っている(寛正六・ 大内氏の離反をくい止めるため、ぎりぎりまで努力をしていたことが分か
- (51) 文安元・五・十九河野教通宛行状 (『県史』 | 二七七)。
- (52) 文明六・十一・十六河野通直宛行状案 (『県史』一四八三)。
- (54) 延徳二・八石清水八幡宮寺社僧神人等申状 (『県史』一五四一)。 (53) 文明六・正・廿一河野通直安堵状 (『県史』 | 四七一)。
- (55)山内前掲『中世伊予の領主と城郭』。
- (56) 川岡前掲『室町幕府と守護権力』。
- (57)文明五・十一・廿二足利義政御判御教書 (『県史』 | 四七〇)。
- . 58) 応仁元年九月六日、河野通直の弟通生は寒川山の知行を認める宛行状を 史』一四四九)。 じたものであり、大野氏が西軍の通春方であったことをうかがわせる (『県 五月四日の斯波義廉奉書は、河野通秋・通生らの誅罰を大野宮内少輔に命 譜』)、それを示す通直感状も残されている (『県史』一四七三)。応仁三年 森山兵庫・重見近江守と戦ってこれを破ったともされ (『築山本河野家 大野氏に発給している (『県史』一四二九)。一方、通生は通春方の大野・
- (59)八・廿八細川政元書状 (『県史』一四九〇)。

- (60) 五・十七細川政元書状 (『県史』 | 四八九)。
- (61) 七·廿土岐成頼書状 (『県史』 | 四九二)。
- (2) 文明四・十一・廿二足利義政袖判御教書 (『県史』一四六七)。伊予の土 岐氏については、山内前掲『伊予の地域史を歩く』を参照。山内氏は、久 万山内青河が現在の美川村大川であった可能性を指摘している。
- (3)『大乗院寺社雑事記』文明九年分の末尾には、「伊予国(細川」と記され ており、伊予の守護が細川氏であるという認識が存在していたことが知ら
- (64) (応仁二) 正・廿五平岡房景・同房近連署書状 (『県史』一四三四)、
- 〔65〕十・九平岡房世書状 (『県史』一五三一)。
- 〔66〕文明十三・五・廿石手寺棟札 (『県史』 一四九六)。
- 67)『予陽河野家譜』。
- . 68) 山内譲氏は、戦国期の森山氏は河野氏に被官化したものとみている (山 否めない 岡氏の勢威を前にして、森山・土岐両氏が甚だ影の薄い存在になることは いる (山内前掲『伊予の地域史を歩く』)。しかし、十六世紀に入ると、平 家臣団に組み込まれたのち、戦国末期に浮穴郡から野間郡に移ったとして 内前掲『中世伊予の領主と城郭』)。また土岐氏についても、河野氏外様の
- (の) 七・廿七如意庵文書案 (『県史』 一七五四)。平岡尾張守は、平岡上野守 ている。 とともに「河野弾正少弼通直御下之衆少々記焉」(前掲) にもその名が見え
- (70) 宮尾克彦「鳥坂城合戦考(永禄年間の伊予における戦国諸勢力の展開に ついて 」(『文化愛媛』三五、一九九四年)。
- (71) 伊予史談会文庫蔵「大野系図」。
- (72)『萩藩譜録』所収「平岡系図」。
- (73) 得能弘一「戦国期における海賊衆能島村上氏の動向 中心として 」(『政治経済史学』三八三、一九九八年)。 河野氏との関係を
- . 74) 近世には久万山地域は松山藩領となり、土佐街道の宿場町である久万町 思われる。三坂峠に源を発する久万川が太平洋側に向かって南流すること 村に代官所が置かれたが、代官は常駐せず在地の独立的な面が強かったと に逃散してくるという事件が何度か起きている。 からみても土佐との関係は深く、土佐藩の農民たちが国境を越えて久万山

(二〇〇三年五月二十二日受理)